

さとうきび増産基金事業実施要領

農林水産省生産局長通知

平成25年 2 月26日付け24生産第2827号

一部改正 平成26年 2 月 6 日付け25生産第2983号

一部改正 平成27年 3 月23日付け26生産第3111号

第1 趣旨

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づくさとうきび増産基金事業の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

- | | |
|--------------------|------|
| 1 さとうきび自然災害被害対策事業 | 別記 1 |
| 2 国内産糖自然災害影響緩和対策事業 | 別記 2 |

第3 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の 7 月末日までに、別記様式第 7 号により作成し、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、1 により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の 9 月末日までに、地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

第4 事業の評価

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の 7 月末日までに、別記様式第 8 号により自ら評価を行い、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、1 の事業評価の報告を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 基金管理団体は、2 の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから 1 か月以内に、成果目標達成に向けた改善計画を別記様式第10号により提出させるものとする。
- 4 3 により実施した取組の評価については、1 及び 2 に準じて行うものとする。
- 5 基金管理団体は、2 及び 4 の評価結果を地方農政局長に報告するとともに、別紙様式第 9 号により、原則として事業評価を行った年度に公表するものとする。
- 6 基金管理団体は、3 により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長に報告するものとする。

- 7 国は、事業の実施効果等本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第5 事務費

要綱第5の5のただし書の経費については、別記3に掲げる経費とする。

第6 不正行為等に対する措置

- 1 基金管理団体は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施等に関して不正な行為や不適切な手続等をした場合又はその疑いがある場合にあっては、事前に地方農政局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生要因の解明を行い、事業実施主体に対して、是正措置等適切な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 2 基金管理団体は、事業実施主体が1の規定による指導に基づく是正措置等を講じていないと判断される場合には、事前に地方農政局長に協議の上、事業実施計画の承認の取消しや、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第7 その他

基金管理団体は、事業実施主体に対し、本事業の実施に係る書類、収入及び支出に関する帳簿、証拠書類等について、事業の実施年度の翌年度から起算して5年間適切に整備保管させるものとする。

附則 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附則 この通知は、平成27年4月1日から施行する。

(別記 1)

さとうきび自然災害被害対策事業

第 1 事業の内容

- 1 基金管理団体は、次の 1 から 5 に掲げるいずれかに該当する地域（一島を一地域とすることを基本として、基金管理団体が第 2 の 1 の事業計画において定めた地域をいう。以下同じ。）において、事業実施主体が実施する自然災害被害に対応した取組に必要な経費を助成するものとする。
 - (1) 1 か月間の降水量（連続する 3 つの旬のデータを合計したものとする。）が平年に比べ 1 割未満となった地域
 - (2) 行政機関が推定する被害率が 10% 超える台風被害が発生した地域
 - (3) 病虫害防除所から発生予察注意報、警報又は特殊報が発出された地域
 - (4) 干ばつ、台風、病虫害被害等により単収が平年水準（過去 7 年中庸 5 年平均）に対し 10% 以上減少した地域又は減少することが見込まれる地域
 - (5) 暴風、豪雨、高潮その他の自然災害被害により、単収又は単収に糖度を乗じたものが平年より 10% 以上減少した地域又は減少することが見込まれる地域であって、特に対策が必要な地域として生産局長が認めた地域
- 2 本事業の対象となる取組は、対象となる自然災害等が発生・確認された時点以降に着手したものとする。

第 2 事務手続

1 事業計画

- (1) 基金管理団体は、要綱第 6 の 1 の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第 1 号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業内容

- (ア) 支援する取組の内容
- (イ) 事業実施主体名
- (ウ) 対象地域
- (エ) 支援する取組の内容ごとの支援水準
- (オ) 支援する取組の内容ごとの事業費
- (カ) 事業の実施に係る事務に要する経費

イ 事業費及び負担区分

ウ 収支予算

- (3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1) により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第 2 号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次のとおりとし、重要な変更に係る手続は(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 対象地域の変更
- オ 支援する取組の内容及び支援水準の変更

2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出して、その承認を受けるものとする。なお、基金管理団体が事業実施主体となる場合には、地方農政局長の承認を受けるものとする。

また、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施主体名
- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
 - (ア) 取組内容
 - (イ) 取組規模
 - (ウ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算
- キ 協力体制

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、要綱別表の要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号によりあらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 事業実施地区の変更
- オ 成果目標の変更

第3 事業の成果目標

- 1 成果目標は、次に掲げる目標から1つを選択するものとする。
 - (1) 生産量の増加
生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。
 - (2) 単収の増加
単収を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。
- 2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。

第4 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記3に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記3の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものと見なすこととする。

2 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
- (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
- (4) 糖調法第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (5) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

3 2の(5)の規定にかかわらず、基金管理団体は、地方農政局長に協議の上、干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器具（灌水タンク等）を取得する取組については、本事業の補助対象とすることができる。

第5 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、所得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部

を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第6 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(別記 2)

国内産糖自然災害影響緩和対策事業

第 1 事業の内容

基金管理団体は、干ばつ、台風等の自然災害により、当該砂糖年度（10月 1 日から翌年 9 月 30 日までの期間をいう。以下同じ。）の産糖量が平年水準（過去 7 年中庸 5 年平均）より 10%以上減少した場合又は減少することが見込まれる場合に、国内産糖製造事業者の経営に与える影響を緩和するため、製造コストの上昇額の 10 分の 8 に相当する額を限度として、工場の次期操業に向けた次に掲げる施設の機能強化に要する経費について、事業実施主体に助成するものとする。

- 1 原料裁断設備
- 2 原料圧搾設備
- 3 浸出設備
- 4 清浄設備
- 5 濃縮設備
- 6 結晶設備
- 7 分蜜設備
- 8 ボイラー設備（給水ポンプ及びスチームアキュムレーターを含む。）
- 9 集塵設備
- 10 電力設備
- 11 真空設備
- 12 排水処理設備
- 13 品質管理設備

第 2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象外とする。
- 2 事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な実勢価格により算定するものとし、設備等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものであること。
また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不正事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）により行うこと。
- 3 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とするものとする。
- 4 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。
- 5 本事業により整備した設備等には、事業名を表示すること。
- 6 本事業により整備した設備等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修

繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営すること。

7 第1の産糖量の平年水準は次により算出するものとする。

当該砂糖年度の収穫面積×平均単収（過去7年中庸5年平均）×平均歩留（過去7年中庸5年平均）

8 助成の限度額は次により算出するものとする。

当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト(※1)－標準的な製品重量当たりの製造コスト×当該砂糖年度の産糖量×0.8

※1 当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト

＝（標準的な原料重量当たりの固定費×操業度修正係数(※2)＋標準的な原料重量当たりの比例費）÷当該砂糖年度における製造歩留り

※2 操業度修正係数

＝標準的な原料処理量÷当該砂糖年度における原料処理量

第3 事務手続

1 事業計画

(1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 事業内容

(ア) 整備する施設

(イ) 事業費及び負担区分

オ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 整備する施設

(イ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、要綱別表の要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式4号によりあらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業の実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

エ 成果目標の変更

3 費用対効果分析

事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資効率等を十分に検討するため、整備する設備等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総号食料局長、生産局長、経営局長通知)に準じて、あらかじめ費用対効果分析を実施し、費用対効果分析表を基金管理団体へ提出するものとする。

第4 事業の成果目標

1 成果目標は、次に掲げる目標から一つを選択するものとする。

(1) 産糖量の増加

産糖量を平年水準(過去7年中庸5年平均)まで増加。

(2) 製造コストの減少

製品重量当たりの製造コストを平年水準(過去7年中庸5年平均)まで減少。

2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。

第5 助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した施設が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認

められる場合にあつては、事前に地方農政局長に協議の上、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

別記3

補助対象経費

基金管理団体の事務費及び事業実施主体がさとうきび自然災害被害対策事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために	

		直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の購入経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の購入経費 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額（３万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（３万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付するこ

		助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	と。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用したものに対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書	

		に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務
局長 〕

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 印

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の事業計画の（変更）承認申請
について

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24生産第2826号農林水産事
務次官依命通知）第 6 の 2 （又は 3）規定により別添※のとおり（変更）承認申請する。

※ さとうきび自然災害被害対策事業は別添 1、国内産糖自然災害影響緩和対策事業
は別添 2 をそれぞれ添付すること。

さとうきび増産基金事業のうち
さとうきび自然災害被害対策事業

事業計画書

事業実施期間 平成○年度

基金管理団体名：○○協会

第1 事業の目的

--

第2 事業を実施する地域の区分

地域名	市町村名	備考

- (注) 1 適宜欄を追加して記載すること。
- 2 備考欄には、対策の発動要件への該当を判断する地点が、市町村欄に含まれていない場合に、当該地点の名称等について記載する。

第3 取組内容

対象作物	取組項目	具体的な取組内容	事業実施主体	支援水準（補助率）	備考
さとうきび	【干ばつ発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【病害虫発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【台風襲来時の応急対策・被害軽減対策】				
	【自然災害被害からの回復対策】				

（注） 適宜欄を追加して記載すること。

第4 取組内容ごとの事業費等

(単位：千円)

対象作物名	取組項目	事業費		積算根拠 (単価×数量等)	備考
			うち国費		
さとうきび					
	小 計				
事務に要する経費（基金管理団体）					
合 計					

- (注) 1 適宜欄を追加して記載すること。
2 事務に要する経費（基金管理団体）には、要綱第5の6の業務方法書の使途別に記載すること。
3 備考欄には想定している被害規模等を記載すること。

第5 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A + B + C)	負担区分			備考
		基金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび自然災害被害対策事業	円	円		円	
合 計					

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(注) 2 地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第6 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	備考
基金 国庫助成金 国庫助成金以外 その他	円	円	
合 計			

(2) 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	備考
	円	円	
合 計			

さとうきび増産基金事業のうち
国内産糖自然災害影響緩和対策事業

事業計画書

事業実施期間 平成○年度

基金管理団体名：○○協会

第1 事業の目的

--

第2 事業内容

1 事業の概要及び実施方針

(例) 事業実施主体が、干ばつ、台風等の気象災害により、産糖量が平年水準（過去7年中庸5年平均）より10%以上減少した場合、又は減少することが見込まれる場合に、製造コストの上昇額の10分の8に相当する額を限度として、製糖関連施設の機能強化に要する経費を助成する。
--

2 事業費及び負担区分

年度	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		基金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
平成 年度					

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 国庫補助金以外から基金への拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

3 事業費の設定の考え方

--

第3 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	備考
(1) 基金 ① 国庫助成金 ② 国庫助成金以外 (2) その他	円	円	
合 計			

2 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	備考
	円	円	
合 計			

(注) 事務に要する経費（基金管理団体）には、要綱第5の6の業務方法書の使途別の年度別、負担区分別の金額及びその積算根拠を記載した書類を添付すること。

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 殿

地方農政局長
〔 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務
局長 〕

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の事業計画の承認について

平成○年○月○日付け○○号で申請のあった件について審査の結果、承認されたのでここに通知する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の事業実施計画の（変更）承認
申請について

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知）第6の4の（1）（又は（3））の規定により別添※のとおり承認申請する。

※ さとうきび自然災害被害対策事業は別添1、国内産糖自然災害影響緩和対策事業は別添2をそれぞれ添付すること。

さとうきび増産基金事業のうち
さとうきび自然災害被害対策事業

事業実施計画書

事業実施年度： 平成○年度

事業実施主体名： ○○島さとうきび振興対策協議会

第1 事業の目的

第2 事業計画総括表
さとうきび自然災害被害対策事業の内容

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目 標	目標数値			対象 作物 名	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	完了 予定 日	備 考
			現 状	目 標	増減率		戸数	面積			基金		事業実施 主体負担 金等			
											国費	その他				
			(H○年度)	(H○年度)			戸	ha		円	円	円	円	%		
合計																

(注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3に該当する目標を記入すること。
2 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。
3 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第2の1により基金管理団体が事業計画に定める事業内容を記入すること。
4 備考欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額○円 うち国費○円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、備考の欄に合計額（「除税額○円 うち国費○円」）を記入すること。

第3 事業の成果目標

1 事業実施地区における被害状況と対策

自然災害等の種類	被害状況と対策

(注) 1. 自然災害等の種類の欄には、干ばつ、台風、病虫害など対象となる自然災害等を記載すること。

2. 被害状況と対策の欄には、事業実施地区における現在の被害状況等を踏まえ、どのような対策を行うのか、具体的に記述すること。

2 具体的な成果目標

目標	さとうきび生産量を平年水準に増加		
具体的な数値	現状値（平成○年度）：5,000t	目標値（平成○年度）：5,500t	増減率：10%増加
目標数値決定根拠	過去7年間の生産量のうち、最高及び最低を除いた5年平均の生産量。		
具体的な取組	・ 苗ほ場の設置や苗代助成による苗の確保（○ha） ・ たい肥、緑肥、深耕による土づくりの推進（○ha） ・ 誘引剤含有農薬、交信かく乱法による病虫害防除（○ha）		
事業評価の検証方法 （実績値の算出方法）	平成○年産の実績により検証。		

(注) 1 「具体的な取組」の欄については、目標に対応した具体的な値、取組内容、予定規模を記入すること。

2 「事業評価の検証方法」の欄については、具体的な検証方法を記入すること。

第4 事業実施主体

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名
〇〇島さとうきび振興 対策協議会 (昭和○年○月○日)		<協議会> 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 <有識者> 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇市長 J A 〇〇事業本部 本部長 〇〇糖業(株) 代表取締役 〇〇大学 教授 〇〇農業研究センター センター長

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体	〇〇県	
民間団体	〇〇組合	

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

第5 事業実施の詳細

1 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (単価、回数、面積、台数等)	備考
〇〇地区	【干ばつ発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【病虫害発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【台風襲来時の応急対策・被害軽減対策】				
	【自然災害被害からの回復対策】				

(注) 1 地区及び取組項目欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 事業の内容・事業量には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

2 費目別積算根拠

取組項目			事業費（円）		積算根拠	対象農家戸数（戸）	対象面積（ha）	備考
			うち基金（円）					
【干ばつ発生時の応急対策・被害軽減対策】								
費目								
【病虫害発生時の応急対策・被害軽減対策】								
費目								
【台風襲来時の応急対策・被害軽減対策】								
費目								
【自然災害被害からの回復対策】								
費目								
【事務に要する経費】								
費目								
		小計						
合 計								

- (注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。
 2 取組項目、「費目」欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。
 3 「費目」欄は、要領の別紙1に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
 「積算根拠」には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。
 4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第6 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		基金(A)	事業実施主体(B)	その他(C)	
さとうきび自然災害被害対策事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(注) 2 国庫補助金以外から基金への拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第7 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
基金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第8 添付書類(添付しない書類名は削除すること。)

- (1) さとうきび増産計画に基づく実施状況及び評価がわかる資料
- (2) 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (4) 事業実施地区の地図(取組を実施したほ場、取組内容等がわかるもの)
- (5) 取組のスケジュールがわかる資料
- (6) その他生産局長が必要と認める資料

さとうきび増産基金事業のうち
国内産糖自然災害影響緩和対策事業

事業実施計画書

事業実施年度：平成○年度

事業実施主体名：(株)○○○○

第1 事業の目的

--

第2 事業実施計画総括表

1 事業実施地区等の概要

事業実施主体名	市町村名	地区名	施設の所在地	対象作物及び作付面積	備 考

(注) 対象作物及び作付面積の欄については、施設整備等の対象となる作物及び当該事業対象作物の作付（栽培）面積を記入する。

2 事業内容

気象災害の内容	平年産糖量 ①	当該砂糖年度における産糖量 ②	当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト ③	標準的な製品重量当たりの製造コスト ④	コスト上昇額 ⑤ $((③-④) \times ②)$	助成限度額 ⑥ $(⑤ \times 0.8)$	備 考
	t	t	円/ト	円/ト	円	円	

事業内容			施設の受益		完了予定日	備 考
施設の名称	工種、構造、面積等	能力・処理量	農家戸数	面積、生産量等		

事業費	負担区分（円）			仕入れに係る消費税控除の状況	備考
	基金	事業実施主体	その他		

(注) 1 当該年度における産糖量について、事業実施計画作成時点で確定値が記入できない場合は、計画書作成時点の見込の値を記入するとともに、その根拠となる資料を添付すること。

2 仕入れに係る消費税控除の状況の欄については、仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は「除税額〇〇円うち国費〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入する。

第3 成果目標の内容

成果目標	
目標値の考え方	
目標達成に向けた取組	
事後評価の検証方法	

第4 事業実施主体の生産者に対する支援内容

時期	支援内容	単価	数量	総額	備 考
				円	

- (注) 1 当該表に記載する内容は、直近の予算額及び実績額とし、備考欄に支援年度等を記載する。
 2 支援内容の欄には、「メイチュウ防除対策助成」や「堆肥助成」など具体的な内容を記載する。
 3 単価、数量及び総額の欄については、把握できる範囲で記載する。
 4 県、市町村、農業協同組合等他団体と合わせて助成を行っている場合には、その内容を備考欄に記載する。

第5 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備 考
			増	減	
基金 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第6 添付書類

- 1 概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料
- 2 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」に定める費用対効果分析
- 3 整備施設の収支計画（支出については施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの）
- 4 施設の規模決定根拠（対象作物の生産量、稼働期間、処理量等を踏まえて施設の規模が適切に決定されたことが確認できる資料）
- 5 施設の管理運営体制等について確認できる資料（管理運営規程の案等）
- 6 その他事業計画の内容を補足する資料がある場合は添付すること

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務
局長 〕

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 印

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の事業実施計画の協議について

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 4 の（1）の規定により事業実施計画の承認申請があったので、同第 6 の 4 の（2）により協議する。

※ 基金管理団体は、事業実施主体から提出を受けた事業実施計画の写しを添付すること。

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 殿

地方農政局長
〔 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の事業実施計画の協議への回答
について

平成〇年〇月〇日付け〇〇号で協議のあった件について、下記のとおり回答する。

記

事業実施主体	市町村	事業内容、事業 量等に関する意 見	採択要件及び成果 目標の水準に関す る意見
〇〇生産組合	〇〇県〇〇市	(例) 妥当であると認められる	(例) 高い水準であると認められる

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 殿

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 印

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の事業実施計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあった件について審査の結果、承認されたのでここに通知する。

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の事業実施状況報告
(平成○年度)

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定により別添※のとおり報告する。

※ さとうきび自然災害被害対策事業は別添 1、国内産糖自然災害影響緩和対策事業は別添 2 をそれぞれ添付すること。

さとうきび増産基金事業のうち
さとうきび自然災害被害対策事業

事業実施状況報告書

事業実施年度： 平成○年度

事業実施主体名： ○○島さとうきび振興対策協議会

第1 事業計画総括表

さとうきび自然災害被害対策事業の内容

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目 標	目 標 数 値		達 成 状 況		対 象 作 物 名	受 益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	完了 年月 日	備 考
			現 状	目 標	実 績	達 成 率		戸 数	面 積			基 金	事業実施 主体	その他			
			(H○年度)	(H○年度)				戸	ha		円	円	円	円	%		
合計																	

(注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3に該当する目標を記入すること。
2 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。
3 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第2の1により基金管理団体が事業計画に定める事業内容を記入すること。
4 備考欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第2 事業実施の詳細

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (単価、回数、面積、台数等)	備考
〇〇地区	【干ばつ発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【病虫害発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【台風襲来時の応急対策・被害軽減対策】				
	【自然災害被害からの回復対策】				

(注) 1 地区及び取組項目欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 事業の内容・事業量には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

さとうきび増産基金事業のうち
国内産糖自然災害影響緩和対策事業

事業実施状況報告書

事業実施年度：平成○年度

事業実施主体名：(株)○○○○

第1 事業の目的

--

第2 事業実施計画総括表

1 事業実施地区等の概要

事業実施主体名	市町村名	地区名	施設の所在地	対象作物及び作付面積	備 考

(注) 対象作物及び作付面積の欄については、施設整備等の対象となる作物及び当該事業対象作物の作付（栽培）面積を記入する。

2 事業内容

気象災害の内容	平年産糖量 ①	当該砂糖年度における産糖量 ②	当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト ③	標準的な製品重量当たりの製造コスト ④	コスト上昇額 ⑤ ((③－④)×②)	助成限度額 ⑥ ((⑤×0.8)	備 考
	t	t	円/ト	円/ト	円	円	

事 業 内 容			施設の受益		完了年月日	備 考
施設の名称	工種、構造、面積等	能力・処理量	農家戸数	面積、生産量等		

事業費	負担区分 (円)			仕入に係る消費税控除の状況	備考
	基金	事業実施主体	その他		

(注) 1 仕入に係る消費税控除の状況の欄については、仕入に係る消費税相当額を減額した場合は「除税額〇〇円うち国費〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入する。

2 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容の欄については、該当しない場合は空欄とする。

第3 成果目標の内容

成果目標	
成果目標の達成状況	
目標達成に向けた取組	
事後評価の検証方法	

第4 事業実施主体の生産者に対する支援内容

時期	支援内容	単価	数量	総額	備 考
				円	

- (注) 1 当該表に記載する内容は、直近の予算額及び実績額とし、備考欄に「25予算」や「24実績」等を記載する。
 2 支援内容の欄には、「メイチュウ防除対策助成」や「堆肥助成」など具体的な内容を記載する。
 3 単価、数量及び総額の欄については、把握できる範囲で記載する。
 4 県、市町村、農業協同組合等他団体と合わせて助成を行っている場合には、その内容を備考欄に記載する。

第5 収支精算

1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備 考
			増	減	
基金 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第6 添付書類

- 1 設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料
- 2 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」に定める費用対効果分析
- 3 整備施設の収支の状況
- 4 施設の管理運営体制等について確認できる資料（管理運営規程等）
- 5 その他事業報告の内容を補足する資料がある場合は添付すること

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 の評価報告

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知）第 8 の規定により別添のとおり報告する。

- ※ 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第8号別添

さとうきび増産基金事業に関する事業評価シート

事業名	(例) さとうきび自然災害被害対策事業
事業実施主体名	
事業実施年度	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	(例) さとうきび生産量を平年水準に増加		
成果目標の達成状況	指標		達成率
目標値	5,500 トン		
基準年 (平成 年)	5,000 トン		
目標年 (平成 年)	5,400 トン		80%
改善計画実施結果			
(平成 年)	トン		
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		(理由)	
適正な事業の執行		(理由)	

(注)

- 「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、基金管理団体から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

別記様式第9号

さとうきび増産基金事業に関する事業評価票

[illegible]

番 号
年 月 日

基金管理団体名
代 表 者 氏 名 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

〔 さとうきび自然災害被害対策事業
国内産糖自然災害影響緩和対策事業 〕 における改善計画について

〇〇事業において、当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分	指標	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
		基準年 (計画策定時) (年)	目標年 (年)	目標値	達成率	(年)	達成率
成果目標	〇〇〇の増加						

注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

